

「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」 におけるこれまでの主な検討状況

1. 議論の進め方

- ・「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」（以下「台帳作業部会」という。）では、地方公共団体における固定資産台帳の整備や複式簿記の導入等に関して、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の「中間とりまとめ」を踏まえた実務的な検討を行う。
- ・検討にあたっては、これまでの各地方公共団体における取組実績、評価及び課題を踏まえ、全ての地方公共団体への整備等を推進する観点から、実務面での実施可能性という観点を重視することとする。

2. 検討スケジュール・進捗

開催回	開催(予定)	議題等
第1回	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳作業部会の運営方針等について ・検討項目(案)について ・議論の進め方及びスケジュール(案)について
第2回	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備目的・記載内容・記載対象範囲・計上単位について 等
第3回	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備方法等の実務について 等
第4回	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種台帳の活用について 等
第5回	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の論点項目、複式簿記の導入について
第6回	2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)について

3. 主な検討項目の整理の方向性

①固定資産台帳の整備目的・記載項目

- ・固定資産台帳は、各地方公共団体の財務状況を表す財務書類の作成の基礎資料であることから、そのための必要な情報を備えた補助簿として整備する。
- ・このため、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量(延べ床面積)等の情報を備える(別紙「固定資産台帳の記載項目(案)」)。なお、これらの情報は資産管理の目的にも必要。
- ・公有財産台帳等と固定資産台帳は、相互の整合性の保持、効率的な管理のため、資産番号等を共用してリンクすることが望ましい。
- ・固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用することについては、各地方公共団

体の判断により、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加することなどにより、活用の幅を広げられることを提示。

<以下の点については、引き続き検討>

- ・別紙「固定資産台帳の記載項目（案）」
- ・将来的には公有財産台帳等と一体的な管理を行うことが望まれるため、将来的な一元化を見据えた財務会計目的の固定資産台帳としての整備とするか。

②固定資産台帳の記載対象範囲

- ・原則として所有するもの全てを対象とする。
- ・所有外資産の取扱いについては、基準作業部会における検討を踏まえて整理する。

③固定資産台帳の計上単位

- ・以下の原則に沿って固定資産台帳に記載する（1単位（口座）は、棟、個、台、筆、㎡、m 等が基本単位）。
 - （1）現物との照合が可能な単位であること
 - （2）取替や更新を行う単位であること
- ・上記原則については、（1）により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額が特定できることが必要となり、かつ、（2）により、例えば耐用年数が異なるなど減価償却の単位に区分することが必要となる。
- ・例外として、開始時においては、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量（延長キロ等）をもって記帳単位（口座）とすることも妨げないが、例えば道路については、管理は年度単位よりは路線単位等で行われていることが想定されるため、開始後においては、新たに整備したものや更新が行われたタイミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図ることが望まれる。
- ・開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体として見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとし、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新が行われたタイミングで分けて記載することとし、精緻化を図ることが望まれる。
- ・道路の取得価額には、取得にかかる直接的な対価の他、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。

④固定資産台帳の整備手順等の実務<検討の方向性>

- ・地方公共団体における実際の整備体制や先進団体の事例を踏まえ、整備体制の例を示す。
- ・固定資産台帳の整備手順等について、基本的には現行の「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」を踏襲する。
- ・固定資産台帳の管理についての手順も示す。

